

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第60号）（行財政局人事部給与課）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）に支給する給与については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律において、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定により派遣される国家公務員の給与に関する事項を基準として条例で定めるものとされているところ、当該国家公務員に支給される給与の支給割合等が改められたことに伴い、次の措置を講じることとしました。

- 1 派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときに限り、給与を支給することとします。
 - 2 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業に勤務する一般職に属する職員をいう。）以外のものの派遣の期間中の給与の支給割合については、従前は派遣先の勤務に対して支給される報酬の額にかかわらず、100分の70以上としていましたが、当該報酬の額に応じ、100分の70未満とすることとします。
- この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第 60 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を
改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「いう。」には「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いときとして人事委員会規則で定めるときは」を、「期間中」の右に「、人事委員会規則で定めるところにより」を加え、「100分の70」を「100分の100以内」に改め、同項ただし書きを削る。

第8条の見出し中「の種類」を削り、同条本文中「支給する給与の種類は」を「は、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中」に、「とする」を「を支給する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定による給料等（同項に規定する給料等をいう。以下同じ。）の支給割合（以下「新支給割合」という。）が、施行日の前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第4条第1項の規定による給料等の支給割合（以下「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該

職員に係る改正後の条例第4条第1項の規定による給料等の支給割合とする。

- (1) 施行日から平成24年3月31日までの期間 100分の100
- (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間 100分の70
- (3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 100分の40

(行財政局人事部給与課)